

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人多古町古民家活用ぽんぽこ推進協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県香取郡多古町東松崎1988番地に置く。

(目的)

第3条 当法人は、多古町の古民家・耕作放棄地などを活用し、多古町の魅力を発信するための体験プログラム、民泊体験等を企画し、多古町の交流人口を増やすことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 空き家となっている古民家の体験施設としての整備
- (2) 田舎暮らし体験サービスの企画立案
- (3) 地域住民との協力体制の構築
- (4) オンライン上での情報発信、地域のPR
- (5) 間伐材を利用した商材などの商品販売
- (6) 多古町の地域間交流の企画、コンサルティング
- (7) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び代表理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第24条 当法人は剰余金を分配することができない。

(基金)

第25条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(残余財産の帰属)

第26条 当法人の解散に伴う残余財産の処分については、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る。)に贈与するものとする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事及び設立時代表理事 並木恵祐

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 横浜市保土ヶ谷区星川三丁目21番14—204号

設立時社員 並木恵祐

住 所 千葉県香取郡多古町飯笹637番地

設立時社員 萩原宏紀

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人多古町古民家活用ぽんぽこ推進協議会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和元年11月1日

設立時社員 並木恵祐 印

設立時社員 萩原宏紀 印